

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金（以下「林業・木材産業改善資金」という。）の貸付けについて、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付事業)

第2条 県は、予算の範囲内において、法第3条第2項に規定する林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金の貸付けを行う。ただし、融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）が暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (4) 暴力団（暴排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (6) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (7) その役員が、自己、その属する融資機関若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第3条 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る貸付金（以下「貸付金」という。）の一林業従事者等（法第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。）、一認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。次項第3号において「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者をいう。以下同じ。）又は一促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。次項第6号において「六次産業化法」という。）第10条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（当該個人、会社又は会社以外の団体が木材産業に係る林業・木材産業改善措置（法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。）を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経

営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして県が農林水産大臣と協議した場合にあっては、当該協議をして定めた額とする。

2 貸付金の償還期間は、10 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和 54 年法律第 51 号)第 3 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 3 号に規定する措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和 54 年政令第 205 号)第 7 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成 8 年政令第 153 号)第 3 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合 15 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (3) 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 2 号ロに規定する措置を実施するのに必要な同法第 13 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(5 年以内の据置期間を含む。)
- (4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成 20 年法律第 45 号)第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに規定する措置を実施するのに必要な同法第 9 条に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (5) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 17 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 19 条に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (6) 六次産業化法第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 4 項第 2 号に規定する措置を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(5 年以内の据置期間を含む。)
- (7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成 20 年法律第 32 号)第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(5 年以内の据置期間を含む。)
- (8) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(5 年以内の据置期間を含む。)
- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成 8 年法律第 47 号)第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15 条に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 16 条に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)
- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和 4 年法律第 37 号)第 19 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号に規定する林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第 21 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合 12 年以内(3 年以内の据置期間を含む。)

- 3 貸付金の償還は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他の貸付金は均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、その他の貸付金のうち据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。

(貸付対象者)

第4条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる者(第18条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当すると認められたときを除く。)のうち、法第7条第1項の認定(以下「貸付資格の認定」という。)を受けたものとする。

- (1) 林業従事者たる個人
- (2) 木材産業に属する事業を営む者(資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人(木材製造業を営む者にあっては、300人)以下の会社若しくは個人に限る。)
- (3) 前2号に掲げる者の組織する団体
- (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。)
- (5) 認定中小企業者
- (6) 促進事業者

2 前項の貸付けを受けることができる者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
- (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(貸付資格の認定の手続)

第5条 貸付資格の認定を受けようとする者は、別記第1号様式の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認定の申請をした者(その者が団体である場合にあっては、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、貸付資格の認定をするものとする。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始(従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。)
- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始(従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。)
- (3) 林産物の新たな生産の方式の導入(先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。)
- (4) 林産物の新たな販売の方式の導入(従来の技術及び経営方法では対応することができない新しい販売の方式を導入することをいう。)
- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入(林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械又は施設を導入することをいう。)
- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入(林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。)

3 知事は、貸付資格の認定に当たっては、林業・木材産業改善措置に係る事業(以下「事業」という。)

が、その効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付金の貸付後3月以内（森林施業の継続した実施、研修等3月以内に完了することが困難なものにあつては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業の完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

- 4 知事は、貸付資格の認定をしたときは別記第2号様式の林業・木材産業改善資金貸付資格認定書を貸付資格の認定の申請を行った者に交付し、貸付資格の認定をしない旨の決定をしたときはその旨を貸付資格の認定の申請を行った者に通知するものとする。

（貸付けの申請）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者（次条第3項において「借入申込者」という。）は、融資機関に別記第3号様式の林業・木材産業改善資金借入申込書を提出しなければならない。

- 2 貸付金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとする融資機関は、知事に別記第4号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 知事は、融資機関から前条第2項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、県貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めたときは、県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは融資機関に別記第5号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定したときはその旨を融資機関に通知するものとする。

- 3 前項の規定により交付又は通知を受けた融資機関は、貸付金の貸付けの決定を行う旨又は貸付金の貸付けを行わない旨を借入申込者に通知しなければならない。

（県貸付金の貸付け）

第8条 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、別記第6号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 県貸付金の貸付けは、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書の提出を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の貸付けを受ける際、別記第7号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を知事に提出しなければならない。

（貸付条件）

第9条 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日（以下この項において「貸付条件」という。）は、融資機関が当該県貸付金を原資として林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に貸し付ける貸付金の貸付条件と同一とする。

- 2 融資機関は、貸付金の貸付けを受ける林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者（以下「借受者」という。）との貸付契約を、知事が適当であると認める借用証書により行わなければならない。

（貸付けの実施）

第10条 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けた後、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受者に対して既存の債権の償還条件の変更等をしてはならない。

- 2 融資機関は、前項の貸付けを行ったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（報告等）

第11条 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- （1） 貸付金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2） 貸付金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

- 2 融資機関は、知事が県貸付金に係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務又は資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

(事業実施報告等)

第13条 借受者は、事業の完了後30日以内に、別記第8号様式の林業・木材産業改善資金事業実施報告書（以下この条において「実施報告書」という。）を融資機関に提出しなければならない。この場合において、共同で貸付けを受けたときは、実施報告書に個人別の内訳を明記し、各人の確認印を押印した明細表を添えなければならない。

- 2 融資機関は、実施報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、別記第9号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 実施報告書又は前項の林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業の実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

第14条 知事は、貸付資格の認定をしたときから当該貸付資格の認定に係る事業が完了するまでの間に、当該貸付資格の認定を受けた者が林業・木材産業改善措置に関する計画を達成することができないと見込まれる場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、別記第10号様式による林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消し通知書により借受者に通知するとともに、当該貸付金の貸付けを行った融資機関にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた借受者及び融資機関は、貸付金又は県貸付金の償還について、知事の指示に従わなければならない。

(償還方法の変更)

第15条 借受者は、貸付金の償還方法を変更しようとする場合（次条第1項又は第17条第1項の規定により償還方法を変更しようとする場合を除く。）は、融資機関に別記第11号様式の林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出しなければならない。

- 2 融資機関は、前項の林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を受理したときは、速やかに、別記第12号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、償還方法の変更を行うことが適当であると認めたときは、償還方法の変更の決定を行わなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により償還方法の変更の決定を行ったときは別記第13号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書により融資機関に通知し、償還方法の変更を認めないことを決定したときはその旨を融資機関に通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知を受けた融資機関は、償還方法の変更の決定を行った旨又は償還方法の変更を認めないことを決定した旨を、借受者に通知しなければならない。

(事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

第16条 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた貸付金に余剰が生じた場合は、速やかに、貸付金の繰上償還を行わなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定により繰上償還金を受領したときは、速やかに、当該償還金に係る県貸付

金の繰上償還を行わなければならない。この場合において、融資機関は、知事に別記第14号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとする。

（その他の繰上償還）

第17条 借受者は、前条第1項の規定によるほか、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、融資機関に別記第15号様式の林業・木材産業改善資金繰上償還申出書によりその旨を申し出なければならない。

2 融資機関は、前項の規定による申出を受けた場合は、速やかに、知事にその旨を通知するものとし、当該申出に係る償還金を受領したときは、速やかに、当該償還金に係る県貸付金の繰上償還を行わなければならない。

（期限前償還）

第18条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を期限を示して請求することができる。

- （1） 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2） 償還金の支払を怠ったとき。
- （3） 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- （4） 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反したとき。
- （5） 法人その他の団体の場合にあつては、第2条ただし書各号のいずれかに該当すると認めるとき。
ただし、法人格のない団体については、同条ただし書中「役員」とあるのは、「代表者その他これと同等の責任を有する者」と読み替えるものとする。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 第16条第2項の規定は、融資機関が前項の規定により償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を期限を示して請求することができる。

- （1） 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2） 知事が県貸付金の貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務又は資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- （3） 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（法第12条第2項において準用する法第10条の規定により償還金の支払を猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- （4） 第2条ただし書各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第19条 法第12条第2項において準用する法第10条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする借受者は、別記第16号様式の林業・木材産業改善資金支払猶予申請書に知事が指定する証明書を添え、償還期限（分割払の場合における各償還期日を含む。）の30日前までに融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の林業・木材産業改善資金支払猶予申請書を受領したときは、速やかに、別記第17号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を受領した場合は、その内容を審査し、支払の猶予を行うことが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは融資機関に別記第18号様式の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書により通知し、支払を猶予しないことを決定したときはその旨を融資機関に通知するものとする。

- 5 前項の規定による通知を受けた融資機関は、支払の猶予の決定を行った旨又は支払を猶予しないことを決定した旨を、借受者に通知しなければならない。

(違約金)

第20条 融資機関は、借受者が償還期日に償還金又は第18条第1項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、当該徴収した違約金を、速やかに、県に納付しなければならない。ただし、当該融資機関が、当該貸付金に係る県貸付金の償還金を償還期日に支払っている場合は、この限りでない。

- 3 知事は、融資機関が償還期日に償還金又は第18条第3項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、融資機関が法第12条第2項において準用する法第10条の規定による支払の猶予をしていたことにより償還期日までに支払わなかった場合には、償還期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への償還の当日までの日数から当該猶予した日数を控除することができるものとする。

- 4 第1項及び前項の違約金を計算する場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(納入通知書)

第21条 融資機関からの県貸付金の返還は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）別記第11号様式の2により行うものとする。

(督促)

第22条 知事は、融資機関が償還期日を経由してなお償還金の全部又は一部を納付しない場合には、履行期限後30日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 融資機関は借受者が償還期日を経過してなお、償還金の全部又は一部を納付しない場合には、履行期限後30日以内に期限を指定して督促状を発するものとする。

(弁済充当順位の特例)

第23条 知事は、融資機関からの借受者が次の各号のいずれかに該当する場合において、融資機関から納付された金額が元金及び納付された日までに付された違約金の金額の合計額に足りないときは、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第141条の規定にかかわらず、その納付された金額をまず元金に充当し、次いで違約金に充当することができる。

- (1) 借受者が事業の休止又は廃止をし、担保の処分及び連帯保証人からの弁済による回収にはなお長期を要すると判断されるとき。
- (2) 最終償還期限が到来しているが、借受者の現在の事業収益の状況から回収にはなお長期を要すると判断され、かつ、連帯保証人からの弁済も困難と判断されるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

(書類の経由)

第24条 この規則の規定により知事に書類を提出しようとする者は、この規則に定めのあるもののほか、その者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する林業事務所（林業振興事務所を含む。）を経由して行わなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成16年2月3日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の高知県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた林業改善資金については、なお従前の例による。

(東日本大震災に伴う特例措置)

3 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当するもので、かつ、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者については、東日本大震災の後令和8年3月31日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「10年以内(3年)」とあるのは「13年以内(6年)」と、同項第1号、第4号及び第5号中「12年以内(3年)」とあるのは「15年以内(6年)」と、同項第2号中「15年以内(3年)」とあるのは「18年以内(6年)」と、同項第3号及び第6号中「12年以内(5年)」とあるのは「15年以内(8年)」と、同項第9号から第11号までの規定中「3年」とあるのは「6年」とする。この場合において、当該者は、第5条第1項の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出に当たっては、同令第1条第1項各号のいずれかに該当することを確認するため知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。

4 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「12年以内」とあるのは、「15年以内」とする。

附 則(平成17年6月10日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月9日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月18日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月15日規則第63号)

この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成21年10月30日規則第88号)

(施行期日)

1 この規則は、公付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式(別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第8号様式及び別記第10号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成22年11月9日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月23日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成23年5月31日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月14日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年11月30日規則第85号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成29年7月18日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月25日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月19日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月21日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第53号）

この規則中附則第3項の改正規定は公布の日から、第3条第2項第5号の改正規定は令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月2日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月6日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月25日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月30日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月30日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。